

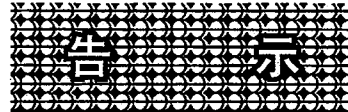
長野県報

7月23日(火)
平成14年
号外

目次

告示

| | |
|-----------------------------|---|
| 公職選挙法に基づくポスターの掲示の禁止..... | 1 |
| 公職選挙法に基づく寄附の禁止..... | 2 |
| 地方自治法に基づく直接請求のための署名の禁止..... | 2 |



○選告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、長野県議会議員補欠選挙（下伊那郡選挙区及び上田市選挙区）を行う事由が生じたため、平成14年7月24日から当該選挙の期日までの間、同法第143条第16項の規定により、同項第2号に規定するポスターを掲示することができない。

平成14年7月23日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

選挙管理委員会

○選告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、長野県議会議員補欠選挙（下伊那郡選挙区及び上田市選挙区）を行う事由が生じたため、平成14年7月24日から当該選挙の期日までの間、同法第199条の5の規定により、寄附をすることができない。

平成14年7月23日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

選挙管理委員会

○選告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、長野県議会議員補欠選挙（下伊那郡選挙区及び上田市選挙区）を行う事由が生じたため、平成14年7月24日から当該選挙の期日までの間、下伊那郡選挙区及び上田市選挙区の区域内においては地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定に基づくすべての直接請求のための署名を求めることができない。

平成14年7月23日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

選挙管理委員会

平成14年7月23日発行 長野県報号外（毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日）
大正2年10月16日第3種郵便物認可（購読料（送料とも）1か月2,038円）



みんなのために 未来のために
NAGANO

助け合う 心のゆとり持つ社会

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570（県庁専用番号）

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026 (235) 7061



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています